

○生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例(平成23年9月生駒市条例第22号)新旧対照表

現行	改正案																																		
(名称及び位置) 第2条 生涯学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>たけまるホール</td><td>生駒市北新町9番28号</td></tr><tr><td>やまびこホール</td><td>生駒市藤尾町300番地</td></tr><tr><td>鹿ノ台ふれあいホール</td><td>生駒市鹿ノ台南2丁目3番地3</td></tr><tr><td>生駒市図書館</td><td>生駒市辻町238番地</td></tr><tr><td>生駒市コミュニティセンター</td><td>生駒市元町1丁目6番12号</td></tr><tr><td>南コミュニティセンターせせらぎ</td><td>生駒市小瀬町18番地</td></tr><tr><td>北コミュニティセンターISTAはばたき</td><td>生駒市上町1543番地</td></tr><tr><td>芸術会館美楽来</td><td>生駒市西松ヶ丘2番20号</td></tr></table>	名称	位置	たけまるホール	生駒市北新町9番28号	やまびこホール	生駒市藤尾町300番地	鹿ノ台ふれあいホール	生駒市鹿ノ台南2丁目3番地3	生駒市図書館	生駒市辻町238番地	生駒市コミュニティセンター	生駒市元町1丁目6番12号	南コミュニティセンターせせらぎ	生駒市小瀬町18番地	北コミュニティセンターISTAはばたき	生駒市上町1543番地	芸術会館美楽来	生駒市西松ヶ丘2番20号	(名称及び位置) 第2条 生涯学習施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>たけまるホール</td><td>生駒市北新町9番28号</td></tr><tr><td>鹿ノ台ふれあいホール</td><td>生駒市鹿ノ台南2丁目3番地3</td></tr><tr><td>生駒市図書館</td><td>生駒市辻町238番地</td></tr><tr><td>生駒市コミュニティセンター</td><td>生駒市元町1丁目6番12号</td></tr><tr><td>南コミュニティセンターせせらぎ</td><td>生駒市小瀬町18番地</td></tr><tr><td>北コミュニティセンターISTAはばたき</td><td>生駒市上町1543番地</td></tr><tr><td>芸術会館美楽来</td><td>生駒市西松ヶ丘2番20号</td></tr></table>	名称	位置	たけまるホール	生駒市北新町9番28号	鹿ノ台ふれあいホール	生駒市鹿ノ台南2丁目3番地3	生駒市図書館	生駒市辻町238番地	生駒市コミュニティセンター	生駒市元町1丁目6番12号	南コミュニティセンターせせらぎ	生駒市小瀬町18番地	北コミュニティセンターISTAはばたき	生駒市上町1543番地	芸術会館美楽来	生駒市西松ヶ丘2番20号
名称	位置																																		
たけまるホール	生駒市北新町9番28号																																		
やまびこホール	生駒市藤尾町300番地																																		
鹿ノ台ふれあいホール	生駒市鹿ノ台南2丁目3番地3																																		
生駒市図書館	生駒市辻町238番地																																		
生駒市コミュニティセンター	生駒市元町1丁目6番12号																																		
南コミュニティセンターせせらぎ	生駒市小瀬町18番地																																		
北コミュニティセンターISTAはばたき	生駒市上町1543番地																																		
芸術会館美楽来	生駒市西松ヶ丘2番20号																																		
名称	位置																																		
たけまるホール	生駒市北新町9番28号																																		
鹿ノ台ふれあいホール	生駒市鹿ノ台南2丁目3番地3																																		
生駒市図書館	生駒市辻町238番地																																		
生駒市コミュニティセンター	生駒市元町1丁目6番12号																																		
南コミュニティセンターせせらぎ	生駒市小瀬町18番地																																		
北コミュニティセンターISTAはばたき	生駒市上町1543番地																																		
芸術会館美楽来	生駒市西松ヶ丘2番20号																																		
(業務の範囲) 第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) 略 <u>(2) やまびこホールにあっては、第12条第1項に規定する使用料の徴収に関すること。</u> <u>(3)～(5)</u> 略 (使用料) 第12条 生涯学習施設のうちやまびこホール及び生駒市コミュニティセンターの使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。 2・3 略 (利用料金) 第13条 生涯学習施設(やまびこホール及び生駒市コミュニティセンターを除く。)の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」	(業務の範囲) 第7条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。 (1) 略 <u>(2)～(4)</u> 略 (使用料) 第12条 生涯学習施設のうち生駒市コミュニティセンターの使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。 2・3 略 (利用料金) 第13条 生涯学習施設(生駒市コミュニティセンターを除く。)の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者																																		

という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2・3 略

別表第1(第12条関係)

1 やまびこホール

	9：00～1 2：00	12：00～1 4：30	14：30～1 7：00	17：00～1 9：00	19：00～2 1：00
集会室	1,890円	1,570円	1,570円	1,260円	1,260円
和室	940円	730円	730円	630円	630円

備考 この表の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2 生駒市コミュニティセンター(文化ホール)

略

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

3 生駒市コミュニティセンター(会議室) 略

4 附属設備 略

に納付しなければならない。

2・3 略

別表第1(第12条関係)

1 生駒市コミュニティセンター(文化ホール)

略

備考 この表の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2 生駒市コミュニティセンター(会議室) 略

3 附属設備 略